

(別紙)

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち推進事業（農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援）要望調査要領

1 書類等確認機関による書類確認 《事業者→書類等確認機関に書類確認を依頼》

必ず書類等確認機関（一般社団法人 農林水産航空・農業支援サービス協会）による書類の確認を受けてから県に書類を提出してください。（別記2-1様式第1-1号「5 書類等確認機関による確認」参照）

※書類等確認機関での書類修正が完了しない、不備がある場合は要望を受け付けられないことがあります。

○書類等確認機関

一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会

ホームページ：<https://j3a.or.jp>

※提出方法の詳細や問い合わせ先等を確認してください。

※書類等確認機関への書類提出は**期限厳守**となります。

2 スケジュールについて

令和8年4月28日（火）書類等確認機関への書類確認依頼期限

※不備がないように書類を整えてください。

令和8年5月20日（水）要望調査締め切り（県への提出締め切り）

令和8年7月上旬頃 審査結果の通知

令和8年7月中旬頃 割当内示

令和8年8月頃 事業着手（入札等の手続き）可能

※あくまでも現時点での予定ですので、変更となる場合があります。

3 提出書類

(1) 立上げ・事業拡大の取組み

- ① 事業実施計画書（別記2-1様式第1-1号）
- ② 推進事業実施計画書（別記2-1様式第1-2号）
- ③ サービス事業利用者一覧（別記2-1様式第1-3号）
- ④ 事業実施体制に関する書類（別記2-1様式第1-4号）
- ⑤ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（別記2-1様式第1-5号）
- ⑥ 申請書類チェックシート（別添）
- ⑦ その他必要な根拠書類（別記2-1様式第1-2号「7 加算ポイント」等）

(2) スマート農業機械等導入

- ① 事業実施計画書（別記 2-1 様式第 1-1 号）
- ② 推進事業実施計画書（別記 2-1 様式第 1-2 号）
- ③ サービス事業利用者一覧（別記 2-1 様式第 1-3 号）
- ④ 事業実施体制に関する書類（別記 2-1 様式第 1-4 号）
- ⑤ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（別記 2-1 様式第 1-5 号）
- ⑥ 申請書類チェックシート（別添）
- ⑦ その他必要な根拠書類（別記 2-1 様式第 1-2 号「7 加算ポイント」等）
- ⑧ 機械リース計画書（別記 2-1 様式第 1-2 関係） ※該当する場合のみ
- ⑨ 農業機械専用運搬車導入理由書（別記 2-1 様式第 1-10 号） ※該当する場合のみ

4 提出期限・提出先

令和 8 年 5 月 20 日（水） 12：00 必着で下記担当あて送付

担当：山形県農業経営・所得向上推進課働き手確保対策担当 佐藤 (satochihi@pref.yamagata.jp)

5 提出方法

申請書類チェックシートに基づいて書類は PDF で提出。これに加えて、修正依頼を行う際に必要になるので 3 の(1)、(2)の①～⑥は Excel ファイル、(2)の⑧、⑨は Word ファイルを電子メールでお送りください。

6 留意事項

- (1) 本要望調査は、県予算の成立を前提としたものであるため、今後内容等の変更があり得ることをあらかじめ御了承ください。
- (2) 本事業以外の国庫補助事業で整備する機械等は助成対象外のため、要望提出に当たっては、他の国庫補助事業と重複しないよう御留意ください。
- (3) 1 の(2)の事業では、事業実施主体がサービス提供に必要な機械の導入支援を行うこととしており、事業実施主体が所有する農地や自らの経営のための借地において、導入した機械を用いることは目的外使用にあたります。
- (4) 本県に事業所を有する組織であっても、本県以外のみでサービス提供を行う場合は、サービスを行う都道府県で申請手続きを行ってください。また、本県のみならず他県でもサービス提供を行う計画である場合は申請先が東北農政局になります。
- (5) 必ず申請書類チェックシートで提出書類のチェックを行うようにしてください。添付資料を含め、提出書類に不備がある場合、要望を受け付けられない可能性があります。
- (6) その他、事業の詳細については、農林水産省ホームページ等を御確認ください。